

矢吹町公告第34号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第19条第8項の規定により、下記の地域計画を変更し、公告する。

令和8年9月18日

矢吹町長 蛭田 泰昭



1. 地域計画を変更した地区

弥栄地区、長峰地区、柿之内地区、北中畑地区、南中畑地区、二区地区、三区地区、明新地区、西原地区

2. 縦覧場所

矢吹町役場 農業振興課

矢吹町一本木101番地